

猫のため、人のために！

猫を正しく飼いましょう



県では、2月を「猫の適正飼養推進月間」と定めています。猫と人が共に快適な生活を送るために正しい猫の飼い方を知り、責任をもって猫を飼いましょう。

鹿屋市生活環境課 Tel.0994-31-1115
鹿屋保健所 Tel.0994-52-2113

室内で飼いましょう

猫を室外で飼うことは、交通事故や猫同士のケンカ、感染症などのリスクがあります。また、ふん尿や鳴き声、ゴミ荒らしなどにより周囲に迷惑をかけないように責任をもって室内で飼いましょう。



不妊・去勢をしましょう

猫の妊娠期間は約2ヶ月で、1度の出産で5匹ほどを出産するといわれます。そして、出生後約2か月で妊娠が可能になるため、繁殖サイクルがとても短いです。多頭飼育の防止や病気の予防、ストレスの軽減、マーキング行為の減少にもつながるので、不妊・去勢手術を行いましょう。



所有者明示をしましょう

猫は、ドアや窓から外に逃げ出すことや、災害で行方不明になってしまうことも考えられます。もしものときのために、首輪に連絡先を書いた迷子札をつけたりするなど所有者を明示するようにしましょう。



POST CARD

8 9 3 - 8 5 0 1

鹿屋市役所 政策推進課

広報かのや

KANOYA「市民のひろば」係 行

お名前／ふりがな

電話番号

ペンネーム ※未記入の場合、イニシャルで掲載します

年齢／性別

歳 男 ・ 女

ご住所 □□□-□□□□

プレゼント

クイズの答え

要 ・ 不要

お手数ですが
63円切手
お貼りください

市民の皆さんからの

お便りを
募集しています



広報誌への感想や、市へのご意見のほか、地域のイベントや出来事、お勧めスポットなど多くの情報もお寄せください。28ページのクイズの答えと、お便りをいただいた方の中から、抽選で特産品等をプレゼントしています。たくさんのご応募をお待ちしています！
※掲載時に、原稿の一部を手直しする場合があります。

〒 893-8501 鹿屋市共栄町 20-1
市政策推進課
「市民のひろば」係
Tel. 0994-31-1123